

平成30年10月16日

利用団体 各位

国立中央青少年交流の家所長

宮崎 康之

消費税率引き上げに伴う施設使用料金等の改定について（お知らせ）

日頃より、当所の運営に御理解賜り、誠にありがとうございます。

さて、施設使用料金等（以下、「施設使用料金」という。）については、平成28年8月24日の閣議決定において、「消費税率の10%への引き上げの施行日を平成31年10月1日とする。」とされていることから、消費税率の引上げが実施された場合には、施設使用料金の改定を予定いたしております。

なお、具体的な施設使用料金につきましては、改めてお知らせ申し上げます。

今後とも当所では、利用団体の皆様の体験・研修活動がさらに充実したものとなるよう、職員一同で支援に努めてまいりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

国立中央青少年交流の家 事業推進係

TEL：0550-89-2020

FAX：0550-89-2025

E-mail：fujinosato@niye.go.jp